

# 19 | 授乳所等

## 基本的考え方

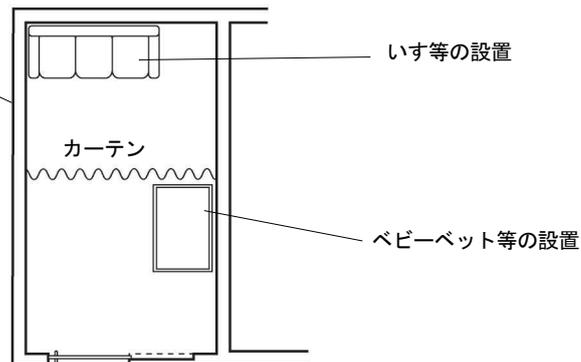
授乳所は、乳児連れの人が利用しやすいように、授乳やおむつ替えのスペース、ベビーカーや手荷物の置き場等に配慮して設計する。また、男性も利用できるように配慮する。

整備基準 授乳所等	解説図
不特定かつ多数の者が利用する施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにおいては、授乳等を行える場所を設置し、ベビーベッド、いす又はこれらに代わる設備を設けること。	→図 19-1 授乳所

## 整備基準の解説

### ■ 図 19-1 授乳所

2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物に設置



## 設計上の配慮事項（動作特性格）

※ここでは、整備箇所別、動作特性格の「設計上の配慮事項」を示している。

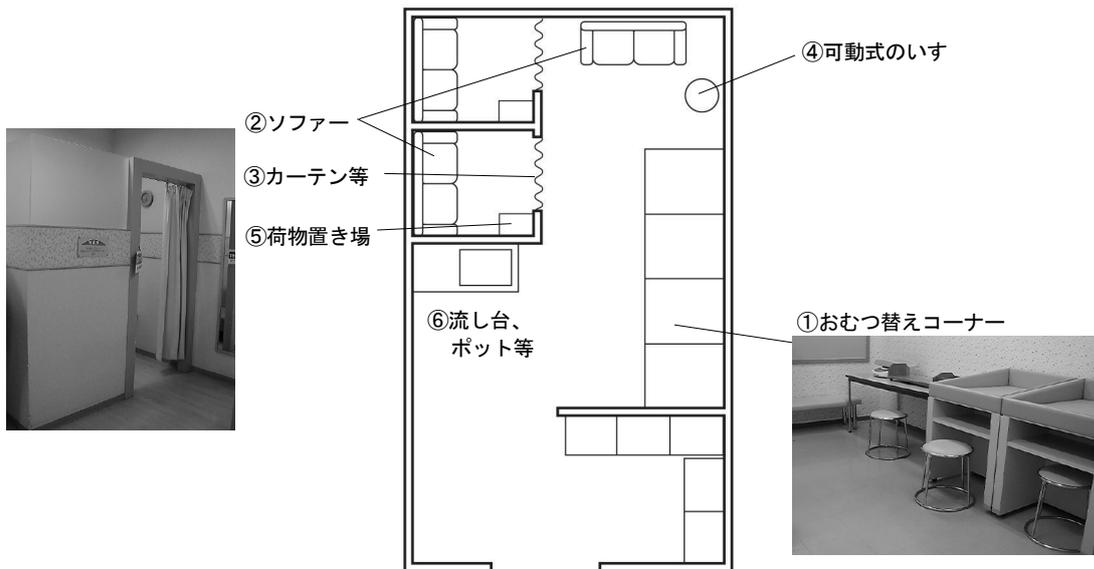
	設計図内の番号	ベビーカー、乳児連れの人
おむつ替えコーナー	①	・ おむつを替えることができるコーナーを設ける。
ソファー	②	・ ゆったり座って授乳できるようソファーを設ける。
カーテン等	③	・ 授乳スペースには、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保する。
可動式のみす	④	・ 授乳やおむつ替え等を行うことができる可動式のみすを設ける。
荷物置き場	⑤	・ 授乳スペースの周辺に荷物やベビーカーの置き場を設けることが望ましい。
流し台、ポット等	⑥	・ 給湯や哺乳瓶の洗浄ができる設備を設け、車椅子使用者も使うことができるよう配慮する。

## 設計上の配慮事項（設計箇所別）

※ここでは、設計箇所別の配慮事項を示している。

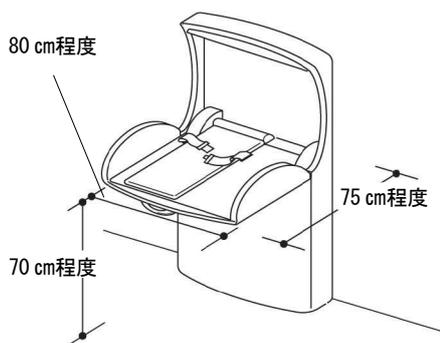
### ■授乳所

・施設の規模、利用人員に応じ、適切な数、規模のものを設置する。



### ■乳幼児用ベッド

●壁、床取付タイプ（1.5ヶ月～2歳6ヶ月まで）



### ■必要な備品

- ・紙おむつ捨て場
- ・汚物流し
- ・洗面台（手洗器）
- ・給湯器
- ・石けん

## 整備事例

### ● ベンチとおむつ替えシート



- ・授乳に使えるベンチがある。
  - ・乳幼児用ベッドには安全ベルトがある。
- (石川県庁・金沢市)

### ● 充実した赤ちゃんルーム設備



- ・カーテンで区切られた母乳授乳室がある。
  - ・乳幼児用ベッドが多く、ベビーカーでも気軽に利用できる。
- (アル・プラザ津幡・津幡町)

## 管理、人的対応の留意事項

- ・やむを得ず授乳室を設置できない場合には、接客室や利用していない部屋等を気軽に利用できるように対応する。

